

議員提出意見書案第 6 号

原子力発電所事故の早期収束と廃炉を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条の規定による別紙意見書を須賀川市議会本会議規則（平成 16 年須賀川市議会規則第 1 号）第 8 条第 2 項の規定により提出します。

平成 23 年 6 月 17 日

総務常任委員長 鈴木 忠 夫

須賀川市議会議長 渡 辺 忠 次 様

原子力発電所事故の早期収束と廃炉を求める意見書

3月11日に日本列島を襲った「東日本大震災」は、須賀川市において藤沼湖決壊を誘発したことから、死者10名、行方不明者1名を発生させ、多くの住宅や農地、生活基盤に甚大な被害をもたらしました。さらに、東京電力福島原子力発電所の事故により、風評被害や放射能汚染等によって、大きな不安にさらされております。

原発事故は、須賀川市民のいのちとくらしに様々で深刻な影響を与えています。市民の生活を守るために、一日も早く事故原因の究明と収束を図ること、風評被害をはじめとした損害の全面賠償を求めることがどうしても欠かすことができません。

よって、須賀川市議会は、東京電力及び国に対し、下記の事項を実施するよう強く要請します。

記

- 1 全世界の英知を集め、一日も早く事故原因の究明と収束を図るための手立てをとること。
- 2 東京電力福島原子力発電所をすべて廃炉にすること。
- 3 今後30年間の原発事故被災地域住民の健康に全責任を負う体制をつくること。
- 4 原子力発電所の事故により発生した風評被害をはじめ、すべての損害を賠償すること。
- 5 放射能に関する情報をすべて開示し、住民の安全を守る万全の策をとること。

以上、地方自治法第99条に基づき、意見書を提出します。

平成23年6月 日

福島県須賀川市議会議長 渡 辺 忠 次

内 閣 総 理 大 臣

東京電力株式会社取締役社長 宛

議員提出意見書案第 7 号

東京電力福島第一原子力発電所事故に関する意見書の提出について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条の規定による別紙意見書を須賀川市議会本会議規則（平成 16 年須賀川市議会規則第 1 号）第 8 条第 2 項の規定により提出します。

平成 23 年 6 月 17 日

総務常任委員長 鈴木 忠 夫

須賀川市議会議長 渡 辺 忠 次 様

東京電力福島第一原子力発電所事故に関する意見書

東京電力福島第一原子力発電所で起きた未曾有の事故により、福島県全体が極めて大きな打撃を受け、県民生活が危機的状況に陥っています。

事故収束の目途も立たず、放射能汚染問題も全県に広がり、一層深刻さを増しており、県民の生命・健康と生活に対する不安は極限状態となっております。

よって、須賀川市議会は、200 万県民が安心して暮らせる郷土を一日も早く取り戻すために、政府において下記の措置を取られるよう強く要望します。

記

- 1 速やかに事故の収束を図るとともに、県内すべての原子力発電所を廃炉とすること。
- 2 全県民に「被曝健康手帳」（仮称）を交付し、将来にわたって定期的な検診を行うこと。そのために、県内に専門的な放射線医療体制を確立すること。
- 3 事故の収束に当たっている原子力発電所の作業員の健康管理に万全を期するとともに、労働環境を改善すること。
- 4 避難者の住宅・職業（雇用）・健康・子どもの教育等々、全生活を補償すること。宅地・農地・海洋・会社工場・教育施設等の放射線除去に全力を注ぎ、住民が一日も早く自宅に戻れるようにすること。
- 5 風評被害を含めて深刻な被害を受け、存亡の危機に立たされている、県内農漁業、商工業、製造業、観光業をはじめとする、すべての被害を賠償し生活を補償すること。
- 6 文部科学省が定めた学校等の校舎・校庭等の利用における放射線量の暫定基準を直ちに見直すとともに、早急に福島県内の校庭・園庭の表土の撤去を国の責任で実施すること。

以上、地方自治法第 99 条に基づき、意見書を提出します。

平成 23 年 6 月 日

福島県須賀川市議会議長 渡 辺 忠 次

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣 宛

農林水産大臣

経済産業大臣

議員提出意見書案第 8 号

子どもたちに長期的な健康モニタリングと定期的な健康診断の実施を
求める意見書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条の規定による別紙意見書を須賀
川市議会本会議規則（平成 16 年須賀川市議会規則第 1 号）第 8 条第 2 項の規定
により提出します。

平成 23 年 6 月 17 日

教育福祉常任委員長 加 藤 和 記

須賀川市議会議長 渡 辺 忠 次 様

子どもたちに長期的な健康モニタリングと定期的な健康診断の実施を 求める意見書

東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質の拡散により、多くの
人々が避難を強いられ、平常値を大きく超える放射線量の中で生活している子
どもたちが多くいます。拡散した放射性物質は地上に堆積し放射線を出し続け
ており、その放射線による健康への影響は子どもたちにとって大変深刻な問題
です。

子どもたちを放射線から守るため、校庭の表土を削ったり、屋外での活動を
制限したり様々な努力が行われています。しかし、放射性物質を完全に取り除
くことはできず、子どもたちは常に低線量であっても放射線を受け続けていま
す。さらに、飛散している放射性物質を吸い込んだり、飲料水や食べ物からも
微量であっても体内に入ることは避けられません。たとえ低線量であっても、
このような状況が続くことで、子どもたちの放射線による健康被害が全くない
とは言い切れません。

原発事故による放射線の影響を受けた県民、とりわけ子どもたちについては、
スクリーニング検査及び甲状腺検査を中心とした長期的な健康モニタリングと
定期的な健康診断は必要不可欠です。実施にあたっては、各市町村教育委員会
及び関係機関との連携により、中学校卒業時まで対象者全員に対して実施する
ことが必要です。さらに、住民検診として継続して実施できる体制を取ること
が必要です。そして、放射線障害に関する検診については無償で受けられる体
制を取ることが必要です。

また、健康モニタリングと定期的な健康診断の実施については、地域の医療
機関に必要な施設設備を設置し、専門医との連携による検査結果の分析とデー
タの管理体制を整える必要があります。そのために、国の医療管理計画を策定
し、全ての費用は、国及び東京電力の負担とすべきです。

このような理由から、政府及び関係機関に対し下記の事項の実現について強
く求めます。

記

- 1 子どもたちに対するスクリーニング検査及び甲状腺検査を中心とした長期的な健康モニタリングと定期的な健康診断を国及び東京電力の責任において無償で実施すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 23 年 6 月 日

福島県須賀川市議会議長 渡 辺 忠 次

衆 議 院 議 長

参 議 院 議 長 宛

内 閣 総 理 大 臣

文 部 科 学 大 臣